

2024 年 10 月 1 日

手形・小切手の発行終了と全面的な電子化に向けた取り組みについて

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、2025 年 12 月をもって紙の手形や小切手の発行を終了しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本対応は、政府の「成長戦略実行計画」および全国銀行協会の自主行動計画に示された「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標に向け、決済のデジタル化を前倒しで進めるべく取り組むものです。

当行では、インターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権（でんさいサービス）のご案内を通して決済のデジタル化をサポートし、お客さまの業務効率化を支援してまいります。

今後もお客さまの利便性・生産性の向上に寄与できるサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔関連ニュースリリース〕 [2024 年 1 月 22 日 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について](#)

記

1. 手形・小切手の発行受付終了

発行受付終了日：2025 年 12 月 30 日（火）

2025 年 12 月 30 日（火）をもって約束手形・為替手形・小切手の発行受付を終了いたします。

※発行受付終了日時点で保有されている発行済の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

2. 代替サービスのご案内

（1）代金支払い等について

手形・小切手に代わる決済手段として、法人インターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権（でんさいサービス）などの電子決済サービスをご利用いただくことで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減などにつながります。

※[法人インターネットバンキング](#)・[でんさいサービス](#)の詳細については、当行ホームページをご参照ください。

（2）当座預金からの出金について

当座預金からの払戻手段として、専用払戻請求書の制定を予定しております。

3. 電子決済への円滑な移行のサポート

2024 年 11 月に、常陽銀行と共同で「手形・小切手全面電子化に向けたオンラインセミナー」を開催いたします。

※詳細は、各行のホームページでお知らせいたします。

また、手形・小切手をご利用のお客さまには、個別にアンケートや課題のヒアリングを行い、お客さまの状況に応じたサポートを進めてまいります。

以 上